

社会医療法人 財団 中村病院
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と子育ての両立を図ることができ、その能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境を作る為に、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年3月21日～令和11年3月20日

2. 目標及び目標を達成するための対策と実施時期

目標1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を55%以上にする。

【対策】令和6年4月～ 女性管理職を増やす目的を周知・共有し、女性職員に対する管理職を目指すための研修プログラムを充実させる。
さらに公平かつ客観的な人事評価を実施する。

目標2：職員の結婚、出産、育児を理由とする退職者に対し、再雇用制度の利用を10人以上の目標とする。

【対策】令和6年4月～ 再雇用制度の周知と利用促進を実施していく。
また退職希望者に対して雇用を継続できる多様な働き方を認めて女性職員が利用しやすい雇用形態の実現に取り組む。